

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1082 号（諮問第 1732 号）

件名：路側道路標識入力原票の開示決定等に関する件

1 開示請求

令和 4 年 11 月 18 日

2 原処分

令和 5 年 1 月 12 日（開示決定等）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に対して別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示及び一部開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 1 月 24 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 3 月 8 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、別記の開示請求に対して本件行政文書を特定して開示及び一部開示としたこと並びに一部開示決定において別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、開示決定及び一部開示決定の取消しを求める審査請求において、「行政文書開示決定通知書に記載された内容と開示された内容に齟齬がある」、「正しい内容で開示されること」と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて検討する。

また、審査請求人は、一部開示決定の取消しを求める審査請求において、

不開示とした部分について開示を求める旨を主張していることから、当該部分が不開示情報に該当するか否かについて検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

当審査会において本件開示請求書、補正を求める文書に対する審査請求人からの回答書及び本件行政文書の内容を確認したところ、別表の1欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）及び文書4は別記3の請求内容に合致する文書であり、文書2及び文書5は別記5の請求内容に合致する文書であり、文書3及び文書6は別記6の請求内容に合致する文書であることが認められた。

よって、本件開示請求に対して、本件行政文書を特定したという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 法人の印影及び代表者の印影の不開示情報該当性について

処分庁によれば、法人の印影及び代表者の印影は文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、それらを事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しておらず、これらを公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、法人の印影及び代表者の印影が記載されていることが認められた。

これらの情報は、法人の内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の特定及び不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の道路標識について、修正（修繕）に要した経費・時期がわかる文書

3 道路標識概要情報（設置場所：愛知県〇〇市〇〇町〇〇 目標物：〇〇方東約15m 標識の種類：歩行者専用（普通板））

5 道路標識概要情報（設置場所：愛知県〇〇市〇〇町〇〇 目標物：〇〇方東約15m 標識の種類：歩行者専用（縮小板））

6 道路標識概要情報（設置場所：愛知県〇〇市〇〇町 目標物：記載なし 標識の種類：一時停止）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>文書 1 路側道路標識入力原票（管轄署が稲沢、施工日が令和 2 年 9 月 30 日、施工年次が令和 2 年度第 1 回目のもの）</p> <p>文書 2 路側道路標識入力原票（管轄署が稲沢、施工日が令和元年 9 月 30 日、施工年次が令和元年度第 1 回目のもの）</p> <p>文書 3 路側道路標識入力原票（管轄署が稲沢、施工日が令和 2 年 2 月 28 日、施工年次が令和元年度（第 5 回）のもの）</p>	/	/
<p>文書 4 工事完了届（令和 2 年 9 月 30 日付け、工事名が路側式道路標識の設置等工事（第 1 回）尾張 B 地区のもので、工事記録及び工事写真帳が添付されたもの）</p> <p>文書 5 工事完了届（令和元年 9 月 30 日付け、工事名が路側式道路標識の設置等工事（第 1 回）尾張 B 地区のもので、工事記録簿及び工事写真帳が添付されたもの）</p> <p>文書 6 工事完了届（令和 2 年 2 月 28 日付け、工事名が路側式道路標識の設置等工事（第 5 回）尾張 B 地区のもので、工事記録及び工事写真帳が添付されたもの）</p>	<p>法人の印影及び代表者の印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号イ 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>